# 第1回 長岡地域合併協議会

会議録

# 第1回長岡地域合併協議会会議録

- 1 会議を開催した日時及び場所
  - ·日 時 平成16年2月27日(金) 午後4時
  - ・場 所 長岡グランドホテル
- 2 会議出席委員の氏名

森	民夫	樋山 粂男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島	忠美	大橋 義治	二澤 和夫	佐々木保男
熊倉	幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	五十嵐 徹
小熊	正志	大地 正幸	五十嵐亮一	今泉 實
石坂	敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関	正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村	巖	朝日 由香	池田 守明	高森 精二
小林	民雄	佐藤眞知子	大矢 治雄	小池 進
高野	徳義	川上 孫一	池島 寛	中村  満
中澤	清	豊口 協	鈴木 隆三	

以上 39名

(欠席委員の氏名)

0名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

# 事務局(北谷)

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。定刻となりま したので、ただいまから第1回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

### 会長(森 民夫)

このたび長岡地域合併協議会の会長を任されました長岡市長の森でございます。この協議会の設置に当たりましては、各市町村議会の議決を得まして、先日24日に6市町村の首長が集まって法定合併協議会の設置調印式をとり行いました。各市町村の設置の告示がなされたわけでございます。したがいまして、正式に発足をしたと、こういうことになります。これから6市町村での協議が本格的に始まるわけでございますが、私が日ごろから申し上げております共存共栄という理念に基づきまして、真剣に協議を重ねてまいりたいと思っております。お集まりの委員の皆様からも活発に議論をしていただき、この長岡地域にとってよいまちづくりができますようにご協力をいただきたいと思います。

# 事務局(北谷)

ありがとうございました。続きまして、樋山副会長よりごあいさつを申し上げます。

### 副会長(樋山粂男)

今ほど紹介いただきました中之島の町長の樋山でございます。このたび副会長ということで、大役を仰せつかったわけですけれども、その任にあらずというのが実感でございます。ただ、せっかく皆さんから推挽いただいたわけでございますので、会長さんの足手まといにならないように、少しでも会長さんの補佐役が務まるようにということで頑張りたいと、こう思っておるわけでございますが、皆さんから格別のご指導とご支援をお願いしたいと思います。

この際でございますが、私ふだんから思っていることなんでございますが、ここに6市町村でもって新しい長岡市をつくろうということで、みんな決意したわけなんでございますが、この新しい市は、単に今までの6市町村のエリアの中でこのところが新しい市として一つにまとまり、十分市民のためになる、そういう市であるということだけでなくて、新潟県の少なくとも中越の拠点、中越の中核としての役割が果たせるような、そういう市づくりをお互いに目指したい、こんなふうな考えを持っておるわけでございます。幸い皆さんのご理解をいただければありがたいと、こう思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

#### 事務局(北谷)

ありがとうございました。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいております。したがいまして、 会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。次第、第1回会議資料、それと協議会委員名簿等を お配りしております。資料は以上でございます。 それでは、この後の議事進行につきましては、規約に従いまして、会長よりお願いいたします。

議長(森 民夫)

それでは、早速ではございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、3、委員の紹介でございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(北谷)

本日ご出席の委員の皆様方をご紹介させていただきます。

大変恐縮ですが、ご紹介されました方につきましては、自席にてご起立をお願いいたします。

初めに、会長の森長岡市長でございます。続いて、副会長の樋山中之島町長でございます。次に、大野越路町長でございます。遠藤三島町長でございます。長島山古志村長でございます。大橋小国町長でございます。

次の委員からは市町村ごとに紹介させていただきます。長岡市の委員を紹介いたします。小熊長岡市議会議長でございます。大地長岡市議会市町村合併調査研究委員会委員長でございます。住民代表の田村様でございます。同じく朝日様でございます。そして、二澤長岡市助役でございます。

続きまして、中之島町の委員をご紹介いたします。五十嵐中之島議会議長でございます。今泉中之島 町議会市町村合併調査特別委員会委員長でございます。住民代表の池田様でございます。同じく高森様 でございます。そして、佐々木中之島町助役でございます。

続いて、越路町の委員を紹介いたします。石坂越路町議会議長でございます。伊佐越路町議会地方分権推進等調査特別委員会委員長でございます。住民代表の小林様でございます。同じく佐藤様でございます。そして、熊倉越路町助役でございます。

続いて、三島町の委員を紹介いたします。大桃三島町議会議長でございます。小方三島町議会市町村合併調査特別委員会委員長でございます。住民代表の大矢様でございます。同じく小池様でございます。 そして、米持三島町助役でございます。

続いて、山古志村の委員を紹介します。関山古志村議会議長でございます。高野議会合併問題研究特別委員会委員長でございます。住民代表の高野様でございます。同じく川上様でございます。そして、 坂牧山古志村助役でございます。

続いて、小国町の委員を紹介します。樋口小国町議会議長でございます。野田小国町議会地方分権に関する特別委員会委員長でございます。住民代表の池島様でございます。同じく中村様でございます。 そして、五十嵐小国町助役でございます。

続いて、学識経験者の委員をご紹介します。中澤新潟県総合政策部市町村合併支援課長でございます。 豊口長岡造形大学理事長・学長様でございます。そして、最後になりますが、鈴木ホクギン経済研究所 所長様でございます。

以上でございます。

# 議長(森 民夫)

ありがとうございました。以上の皆様方で協議会を進めていくわけでございます。よろしくご審議の ほどお願いを申し上げます。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。内容を見ますと、この協議会設置までの経過報告と規 約に基づいて会長が別に定めることになっている規程などでございますので、第1号から第8号までを 一括して行いたいと思います。

それでは、これらの報告事項について一括して事務局から説明をお願いいたします。

# 事務局(高橋)

それでは、報告事項を一括ご説明いたします。私、協議会事務局次長の高橋でございます。恐縮ですが、座って説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

お手元に配付してあります協議会資料を1枚おめくりいただきますと、1ページ、報告第1号 長岡 地域合併協議会設置までの経緯について、これが報告事項の1でございます。内容につきましては、次 のページ、1枚おめくりいただきますと、3ページから6ページまでが経緯でございます。これは、本 日第1回目の長岡地域合併協議会開催に至るまでの経緯を記載したものでございます。主な内容をご説 明いたします。

まず、3ページの上から2段目でございますが、平成13年12月5日、長岡地域市町村合併研究会第1回首長会議とございます。これは、本格的な合併協議を進める前に、行政として整理すべき事項について、市町村長を中心に協議を重ねたものでございます。第1回目から10月25日、第6回目まで協議を重ねて、一定の報告をまとめたものでございます。この合併の研究会の結果を受けまして、同じ3ページの中段でございますが、平成15年1月1日長岡地域任意合併協議会を設置し、同じく1月14日に第1回目の長岡地域任意合併協議会を開催をいたしました。協議会の概要につきましては、以下6ページまで記載のとおりでございますが、主な内容としましては、合併する場合に一番基本となるいわゆる合併の基本的な事項、それから新市の将来構想、地域自治などについて協議を重ねてまいりました。

6ページをお開きください。6ページの中段でございますが、1月28日に第11回長岡地域任意合併協議会を開催いたしました。これが任意合併協議会としては最後の協議会でございました。この間見附市、栃尾市が正式に合併協議から離れるということがあったわけですが、この第11回目の任意の協議会におきまして、6市町村で法定合併協議会を設置し、合併協議を進めていこうということが確認をされております。この後それぞれの市町村の議会におきまして、法定合併協議会設置を可決をしていただきました。そして、この2月24日6市町村長の会議によりまして、正式に長岡地域合併協議会を設置をしたということでございます。翌25日には県知事に設置の届け出を行い、本日1回目の協議会を迎えたということでございます。経緯につきましては、以上でございます。

引き続き報告の第2号、7ページの説明をいたします。長岡地域合併協議会規約及び協議書についてでございます。内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、9ページから11ページまでが規約

でございます。まず、規約についてご説明をいたします。

長岡地域合併協議会規約につきましては、合併協議を進めるに当たっての基本的な事項である組織などについて定めたものであり、任意合併協議会での規約と基本的には同様のものでございます。なお、内容につきましては、まことに恐縮ですが、12月の8日の日に第10回の任意合併協議会において説明したとおりの内容になっております。

おめくりいただきまして、12ページをお開きください。長岡地域合併協議会設置に関する協議書でございます。それぞれの市町村の議会議決を受けまして、正式に協議会が設置されたことを証するもので、市町村長により署名の上、協議書を取り交わしたものでございます。なお、原本はそれぞれの市町村が1通ずつ保有をしているものでございます。

続きまして、13ページでございます。長岡地域合併協議会規約に関する協議書でございまして、13ページから15ページまで協議書がございます。これは、先ほどご説明しました規約の中で、構成市町村長が協議の上定めることになる事項というのがございます。その事項を定めたものでございます。主な内容としましては、第1条、会長、副会長を協議により定めております。先ほどご紹介したとおりでございます。さらに、第2条、第5条で、学識経験者、学識を有する委員、それから第5条で監査委員を定めております。それぞれ15ページの表のとおりでございます。

続きまして、17ページをお開きください。ここからさらに報告事項があるわけですが、この17ページの報告第3号から第7号につきましては、規約の中で会長が別に定めるとしている内容を定めたものでございますが、後ほど説明をいたしたいと思っております。まず、この説明の前に、まことに恐縮ですが、39ページをお開きください。報告第8号と左上に振ってあるものでございます。報告第8号、39ページでございますが、ここで長岡地域合併協議会の組織体制について示したものがございます。この39ページを1枚おめくりいただきますと、41ページに図で全体の組織体制をあらわしたものがございます。長岡地域合併協議会全体の組織体制をあらわしたものでございます。この四角で囲ってある部分がそれぞれの役割を担っていただく組織ということになるわけなんですが、この組織図の一番左上、合併協議会という黒い枠とそれから黒い細い線で囲ったものでございますが、これが合併協議会の本体でございます。委員は全体で39名、先ほどご紹介をしたとおりでございます。委員の構成としましては、行政側としまして、市町村長6人、助役6人、それから議会側としまして、議長及び議会の議長が推薦をした議員、合計で12名でございます。それから、さらにそれぞれの市町村から民間の代表という形でお二人ずつ、合計12人を選出していただいております。さらに、今ほどご説明いたしました6市町村共通の学識経験者としまして、3名を選ばせていただいております。以上、39名が協議会の委員ということになります。

それから、合併協議会と書いてあるところのすぐ下に、幹事会というのがございます。これは、任意 協議会の場合と同様でございますが、それぞれの市町村の助役、それからそれぞれの市町村の合併担当 の理事及び担当課長で構成をしております。幹事会は協議会に最終的にどういう案件を出していくか、 議案の調整をするというのが幹事会の役目になっております。幹事会の下に太い四角で囲ってございますが、分科会というのがございまして、32の専門の分科会に分かれております。構成としましては、それぞれの市町村の担当課長及び担当課員が分科会に配置されることになります。分科会の役目としましては、それぞれの専門分野においてそれぞれの事案を調査、検討し、幹事会に結果を上げていくというのが分科会の役目になります。右側の方を見ていただきますと、事務局というのがございます。これが我々でございますが、我々6市町村の職員が集まりまして、事務局を構成しております。事務局は、協議会、幹事会、分科会それぞれと連絡をとりながら事務を進めていくという立場でございます。それぞれの役割につきましては、この下の方にそれぞれの役割ということで書いてあるとおりでございます。

それでは、恐縮ですが、17ページにお戻りください。この17ページ、報告の第3号ですが、長岡地域 合併協議会幹事会規程でございますが、先ほど説明をいたしました幹事会について定めたものでござい ます。

次に、21ページをお開きいただきますと、報告第4号でございますが、長岡地域合併協議会分科会規程でございます。これにつきましても、今ほど説明をいたしました分科会の組織等を定めたものでございます。

続きまして、25ページをお開きいただきますと、報告の第5号でございますが、長岡地域合併協議会事務局規程でございます。これにつきましても、今ほど説明をいたしました事務局の組織等について定めたものでございます。いずれも今まで任意協議会で定めたとおりの内容でございます。

次に、31ページ、報告第6号でございますが、これは協議会の財務規程を定めたものでございまして、 これについても今までの任意協議会と同様に財務に関して必要となる事項を定めたものでございます。

次に、35ページをお開きください。報告第7号でございます。これは、協議会委員の報償費及び費用 弁償に関する規程を定めたものでございまして、委員の皆様に対する報償費等の必要事項を定めたもの でございます。この二つにつきましても、任意協議会での規程と同様の内容でございます。

以上で報告事項の説明を終わります。

# 議長(森 民夫)

ありがとうございました。以上、報告事項8件ございましたが、これらにつきまして何かご質問あるいはご意見はございませんでしょうか。

「なし」という声あり

# 議長(森 民夫)

よろしゅうございますか。任意協議会と基本的には変わらないということでございますので、特にご 意見はないかと思います。

それでは、次に、協議事項に移りたいと思います。

まず、三つほど規程が並んでおりまして、いずれも協議会の運営に欠かせないものであります。三つの議案を一括して協議をさせていただきます。議案第1号から議案第3号でございます。この三つの規

程につきまして、一括して協議をさせていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いをいたします。

# 事務局(高橋)

それでは、お手元の同じ資料でございますが、43ページをお開きください。左上に議案第1号と書かれているページでございます。長岡地域合併協議会の会議の運営に関する規程でございます。第1号、第2号、第3号と続けて説明をさせていただきますが、これらの議案につきましては、規約の中で会長が会議に諮り定めるというように決まっております。したがいまして、会議にお諮りさせていただくものでございます。なお、内容につきましては、いずれも任意協議会での内容とほぼ同様の考え方で定めているものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、45ページ、長岡地域合併協議会の会議の運営に関する規程でございます。45ページ、46ページ、この 2 ページにわたっての規程でございます。基本的には先ほどから申しておりますとおり、任意協議会と同様でございますが、第 5 条、会議の進行について、これも基本的な部分については、任意協議会と同様に出席委員の大方の賛同をもって進行するということにしております。ただ、法定協議会におきましては、最終的に協定に盛り込む項目を決を決する必要がございますので、このような表現にまとめさせていただいております。

次に、47ページ、議案第2号でございます。長岡地域合併協議会小委員会規程でございます。内容は、またおめくりいただきますと、49ページ、50ページの2ページにわたって書いてございますが、これは協議会から付託された事項について、専門的に調査、審議等を行うために小委員会を置くと、そのための規程でございます。

また1枚おめくりいただきまして、51ページでございます。左上に議案第3号と書いてあるものでございます。長岡地域合併協議会会議傍聴規程でございます。内容でございますが、53ページから55ページまでがこの規程の案でございます。これは、この協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるための規程でございますが、これも任意協議会のときと同様の規程でございます。なお、本日既に傍聴の方がお入りいただいているわけなんですが、この規程を抜粋いたしました傍聴に当たっての注意事項を傍聴の方にお配りしておりまして、本規程を守っていただくことを前提にお入りいただいているということでございます。

説明については、以上でございます。

#### 議長(森 民夫)

ありがとうございました。ただいま議案第1号から議案第3号まで説明がございましたが、これら三つの規程につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いをしたいと思います。

少し私から質問ですが、小委員会を設置するということです、規程を設けて。この小委員会につきましては、後ほど多分出てくるとは思うんですが、どういうものを予定しているのかということをちょっ

と説明足していただけませんか。

事務局(高橋)

もともと小委員会につきましては、協議会の議論の中から先ほど申したとおり、さらに詳しく専門的に調査、審議をするというのが小委員会の目的でございます。ただ、あらかじめ小委員会に諮って議論を進めるべきであるという項目もあるわけでございます。後ほどご説明いたしますが、新市の建設計画策定に当たっては、小委員会を設置したいと考えております。それについては、後ほど事務局としてご提案をいたします。なお、それ以外につきましては、協議会の協議の経過を踏まえまして、小委員会をつくった方がいいというご判断があれば、随時小委員会を設置するかどうかについてご議論をいただいた上で、設置をしていくという考え方でございます。

以上です。

議長(森 民夫)

わかりました。当面は建設計画の議論をこの小委員会にゆだねるということで考えておられるという ことですね。

事務局(高橋)

はい。

議長(森 民夫)

それから、これは少々意地悪な質問かもしれません。45ページの運営の第5条で、大方の賛同をもって進行すると。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、3分の2以上の賛成をもって決するなんで、3分の2に満たないときはどうするんだろう。多分答えられないかもわかりませんから、結構ですが、もう一回議論をして、もう一回決をとると、こういうことだろうと思いますが、要するにこれは合併協議会はこういうふうに大体ほかも横並びで決まっているということですね。

事務局(高橋)

そうです。

議長(森 民夫)

できるだけ議論を尽くして、大方の意見がまとまる方向でまとめたいと思いますが、やむを得ない場合は決をとって3分の2に達するまでやりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、これにつきましても、基本的に任意協議会の段階と同じでございますので、ひとつ三つの 規程につきましてよろしくお願いをしたいと思います。

次に、協議事項の議案第4号は、この協議会の事業計画でございます。次の第5号の協議会予算とも

関係がありますので、第4号と第5号を一括して協議をしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局(高橋)

それでは、57ページでございます。左上に議案第4号と振っているものでございます。平成15年度長岡地域合併協議会事業計画についてでございます。1枚おめくりいただきますと、59ページにその内容の案が書かれております。それで、これにつきましては、あくまでも15年度の予算で立てる事業計画ということですので、今がちょうど2月の終わりですので、3月末までの事業計画ということでご了解いただきたいと思います。後ほど説明いたします予算につきましても、同様に15年度の予算の説明という考え方でいたしたいと思っております。

それで、事業計画でございますが、まず 1、会議の開催、法定協議会、今お集まりいただいているこの協議会会議でございます。月に1回開催をしたいというふうに考えております。これは、今日が 2 月の末に近いスケジュールになっておりますので、3 月にもう一回会議を持ちたいと思っておりまして、したがって、月に1回開催というような表現になっておるものでございます。

(2)、小委員会、幹事会、分科会でございます。小委員会につきましては、今ほど会長の方から少し質問もございましたが、必要に応じ設置し、必要の都度開催という考え方でございます。協議会から付託された事項について、調査、審議を必要に応じ行っていくという考え方でございます。

次の幹事会でございます。これも先ほど説明したとおりでございますが、協議会の前に開催をしまして、協議会に諮る議案を調整をする。これが幹事会の役目でございます。それから、次の分科会でございます。分科会につきましても、必要の都度開催としておりますが、主には幹事会の指示を受けて、協議会に提案する専門的な事項を作成したり、調査をしたりするというのが役目になります。

次に、2番、広報広聴の実施でございます。(1)、協議会だよりの発行でございますが、これも今まで任意協議会のときもそうなんですが、我々は協議会で議論されたこと、それから協議会の協議結果につきまして、構成市町村の住民の方にきちんとお伝えするという義務があるわけでございます。したがいまして、協議会だよりを協議会開催の都度発行いたしまして、構成市町村の全世帯にお配りをしたいと、このように考えるものでございます。

次に、(2)、協議会ホームページの作成でございますが、これにつきましても、任意協議会のとき と同様に引き続き合併協議会のホームページを作成いたしまして、今日の会議の場面の内容であるとか、 それ以外の合併について住民の方がお知りになりたいであろう部分を情報を出したり、もしくは住民の 方の方から合併についてあるご意見についていただいたり、それらをホームページを経由して行いたい。 これにより住民参加を促進したいと、このように考えるものでございます。

3番、協議期間でございます。先ほど15年度の事業計画というふうにお話をしたわけですが、協議期間につきましては、全体の目安を皆様方にお伝えしたいと思いまして、平成16年8月までをめどとするという目安を協議期間として示させていただいているものでございます。なお、後ほど全体のスケジュ

ール案につきましては、別の項目の中でご説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、61ページ、議案第5号でございます。平成15年度長岡地域合併協議会の予算でございます。また、1枚おめくりいただきますと、今度は横書き、A4の横長の表構成になりますが、63ページでございます。平成15年度長岡地域合併協議会予算(案)と書いてあるものでございます。これが全体をあらわしているものでございまして、歳入歳出ともに2,867万3,000円という予算を組みたいと考えております。歳入の1、分担金及び負担金でございますが、これは協議会構成6市町村のそれぞれ持ち寄っていただく負担金でございます。1,000円につきましては、預金利息が発生することを想定して計上したものでございます。

歳出でございますが、1、会議費でございます。これにつきましては、今ほどの事業計画で説明しましたとおり、協議会、それから小委員会の会議開催に要する経費でございます。2番の事業推進費でございますが、これも今ほど説明いたしました部分と重なりますが、協議会だより、それからホームページ作成などの広報広聴経費、さらに新市の建設計画策定に関する経費をここで計上しております。3番の予備費でございますが、これは当初予定しなかった経費が発生した場合を想定し、予算計上したものでございます。なお、歳入歳出それぞれの詳細につきましては、次の64ページから66ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

#### 議長(森 民夫)

ありがとうございました。それでは、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。どうぞ ご遠慮なくご質問、ご意見のある方は挙手をお願いをしたいと思います。

#### 委員(池島 寛)

小国町の池島です。4号議案についてお願いいたしたいと思います。ただいまのご説明で、協議期間を8月を目途とするというご説明がありました。この点について要望をいたしたいと思います。

これは、議案 6 号と 8 号とも関連する事項でもあるかと思いますが、協議の時間が足りないのではないかということが危惧されます。お聞きするところによりますと、任意協議会で検討いたしました1,25 2という調整項目がこのたびの法定協議会では669項目が制度調整として検討されるそうであります。法定協議会では、ただいまの説明にもありましたように、分科会、幹事会、協議会の会議が設置されますが、この669項目をすべてオープンにして、この三つの会議が真剣に検討しなければならないものと思っております。法定協議会では、制度調整の格差是正や任意協議会で議論の乾かない重要な案件がたくさんあると思いますが、十分な審議を尽くすには時間が足りないと思われます。そして、協議会で決めたことは、また議会や町民に説明し、理解を得なければいけないと思っております。手戻りのなることのないようにしなければと思います。

また、先般の任意協議会で基本理念が二つ追加されましたが、その趣旨を受けて、それぞれの市町村が特色を出し合い、新市の建設計画を調整していくには、大変な作業と時間が必要になると思われます。

事務局のただいまの8月を目途としたいというお気持ちは理解いたしますが、期限にこだわり過ぎて、 手戻りにならないよう余裕を持ったスケジュールにしていただきたいことを要望いたします。

以上であります。

#### 議長(森 民夫)

ただいまご意見ございましたけども、事務局の方で何かございますか。

#### 事務局(北谷)

任意協議会の合意事項では、合併の期日を17年の3月末までとするというふうに合意されております。ですから、そのことを考えますと、協議の後の事務局な手続、各議会の議会議決等を考えますと、おおよそ8月ぐらいまでに協議が終わることがスムーズな手続に入れるというふうに考えておる次第でございます。真剣な議論はもちろんのことでございますが、日程上はこういうことでございます。

#### 議長(森 民夫)

ちょっと説明が足りないと思うんですが、もっと具体的に皆さんにわかるように説明をお願いします。 事務局(北谷)

手続のところをもう少し申し上げますが、今考えて想定されるスケジュールでございますが、今説明 資料の76ページをごらんいただきたいと思います。76ページ、表の一番下でございますが、先ほど申し上げました3月末をめどに合併をするということを前提にしますと、それぞれの市町村の議会議決、国、 県への手続の関係のスケジュール等々を踏まえますと、想定されるスケジュール案はこういう感じになります。そこで、8月ぐらいまでに協議を終えたいというのが我々事務局の今の案でございます。

# 議長(森 民夫)

今の説明では、一般の方はわからないと思いますから、もうちょっと丁寧に説明してください。だから、合併の告示を1月にするためには、12月に県議会で議決を得る必要があるわけです。12月に県議会で議決を得るためには、9月の議会で我々市町村は議決をしなければいけないということでしょう。

# 事務局(北谷)

はい。

#### 議長(森 民夫)

そういうスケジュールの事情があるのは一つわかりましたけれども、それとまた別に今ご意見の中で、 実質的に8月までにいろいろ事務事業の調整の項目が多いんでできないんじゃないかというご指摘もあったわけですけど、そのことについてちょっと、これは事務局の方のことだと思うんですが、その見込みについてひとつ説明していただけますか。

#### 事務局(高橋)

確かにおっしゃるとおり、任意協議会では17項目の事務事業の調整方針をお決めいただいたわけですが、我々これまた後ほど事務事業の調整のところでご説明するつもりでおりましたが、約600項目の調整方針を皆さんからご協議いただきたいというふうに考えております。ただ、任意協議会の段階ではいわ

ゆるゼロからのスタートをして17項目の協議をしたわけですが、実は私どもこの600項目につきましては、 任意協議会の段階から分科会作業の中で既に調整方針案をつくるべく進めてきております。かなりの仕 上がりの部分も実はございまして、協議会にも早い回から段階的に出せるような準備を今しているとこ ろでございます。したがいまして、我々の事務的な作業としましては、このスケジュールに合うような 形で進めることは十分に可能だというふうに考えております。

また、今ほどの事業計画で私15年度の部分しか説明しておりませんので、少し言葉足らずであったと思っておりますが、16年度におきましては、必ずしも月1回の協議会ということは考えておりません。状況に応じまして、月1回から2回、場合によってはそれ以上の協議会の開催ということも考えながら、8月をめどにというのが事務局の考え方でございます。なお、千何項目という部分もございましたが、事務事業の調整としましては、確かにそのぐらいの数の項目数を我々今作業をしているわけですが、住民の方に直接関係のない、全く我々の事務的な事務のやり方が違う部分であるとか、事務の様式が違う部分であるとか、そういった部分も含めての千何百項目でございますので、住民の方にお示しするのは600項目、住民の方に直接関係のある部分だけというのが我々の考え方でございます。

以上です。

# 議長(森 民夫)

今説明ございましたけども、池島さん何かございますか。よろしゅうございますか。私から言うのも何なんですが、ご心配の手戻りの部分は、76ページのスケジュール見ていただきますと、多少の余裕といいますか、ゆとりがありまして、今9月のそれぞれ市町村の定例議会で議決をするということを目標にはしているわけですけれども、例えばそこで住民の説明が足りないとか、そういうことがありますと、12月の県議会まで多少のゆとりがありますので、そこで1回ぐらい手戻りはあってほしくないんですけど、3カ月のゆとりは持っている案になっているわけです。ですから、8月を目途にという言い方をしているのは、そういうところなんで、確かにいろいろ忙しいとは思いますけれども、それを目標に進めていくと、ちょっと予定どおりいかないような部分が出てきたときにも対応していくというような考えでいきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。ただ、基本的にそのスケジュールが絶対だから、それまでにあれするというようなかたくななことはしないというように私は議事運営は心がけたいというふうに思っております。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

「なし」という声あり

#### 議長(森 民夫)

よろしゅうございますか。それでは、議案第4号と5号につきましては、原案どおりに決定をしたい と思います。

次に、議案第6号の協定項目についてでございます。

これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局(高橋)

それでは、67ページでございます。左上に議案第6号と振ってあるものでございます。長岡地域合併 協議会の協定項目についてご説明をいたします。

これにつきましては、最終的に協定書に載せる項目について提案させていただき、ご承認をいただき たいものでございます。

1番、合併の方式から22番、新市建設計画まで、項目としましてはこれらの項目につきまして協定書に載せたいと考えているものでございます。任意協議会での協議項目があったわけですが、それに22番、一番最後にございますが、新市建設計画、これを加えたものでございます。なお、基本的な考え方といたしましては、任意合併協議会での協議経過を踏まえ、協議を進めたいというふうに考えております。

次の69ページ、参考資料をごらんいただきたいと思います。これが長岡地域任意合併協議会で合意をされた合併に関する事項の一覧でございます。もちろんまだ言葉足らずの部分がございますので、法定協議会の場で言葉を整理する部分も出てまいりますが、基本的には任意協議会の協議経過を踏まえて、法定の合併協議会でも協議をいたしたいというふうに考えております。なお、その中で表側の左の方の3、その他というところがございますが、その上から5番目に、一部事務組合等の取扱いというのがございます。これは、任意協議会の段階では、合併の枠組み、つまり市町村のどことどこが合併協議を正式に法定協議会で進めるのか、ここが決まっていない状態で一部事務組合の取り扱いについて協議を進めてきたわけでございますが、法定の合併協議会が正式に設置されましたので、現在の枠組みにおいて、関係市町村及び他の一部事務組合と協議を進めてまいることができるようになりますので、そんな考え方で協議を進めてまいりたいと考えております。

もう一枚おめくりいただきまして、70ページでございますが、これは現時点での予定ということでございます。もちろん協議の進みぐあいによりまして、何回目にどの項目を協議するかということは変わってくるわけでございますが、現時点で我々の事務局としての予定としましては、この丸印がついている回にそれぞれの協議項目、協定書に載せる項目を協議をしたいと考えているものでございます。参考までに第1回のところをごらんいただきますと、1番から4番、それから10番、財産の取扱い、13番、条例・規則等の取扱い、20番、各種事務事業の取扱い、22番、新市建設計画、これらに関することを今日協議をしたいというふうに考えているものでございます。

説明は以上です。

#### 議長(森 民夫)

ありがとうございました。合併協議会の協定項目について、1番から22番までの項目がこれが今日の 協議事項でございますが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

### 委員(五十嵐 徹)

小国町の五十嵐です。先ほどの4号議案とも関連するんですが、ひとつお願いしたいと思っております。これは、内々の町内のことで恐縮なんですが、小国町では町の総合計画について既に昨年から次の

基本構想、基本計画の策定作業に入っております。今年に入って住民アンケートを実施し、まちづくり ビジョン検討委員会を立ち上げ、特色あるまちづくりを策定するために、これからも守っていくのは何 か、変えていかなければならないのは何か。また、新たにつくるものは何かという内容を鋭意検討中で あります。事務方の策定作業の進捗度合いを勘案しますと、おおむね9月ころに素案を何とか出したい という予定でおります。まちづくりは、その後いわゆる新市の建設計画づくりですが、それはこの後策 定をし、議会の了承を得て合併協議会事務局への提出を考えていたところでございます。

今の状態を見ますと、相当に早い段階でまとめなければならないだろうというこの表で70ページで今見たわけですが、それともう一つ、また合併特例法の新法が今国会で法案が提出されますが、今後この細部を定めた施行内容、こういうものをきちんと見きわめた上で、地域自治組織、この70ページの21番目の項目に上がっておりますが、この地域自治組織のあり方もうちなりに検討して、これらをあわせて新市建設計画の中に要望してまいりたいというのが私どもの考えでございました。今の中で、先ほどの4号議案でもそうでしたが、今年8月をめどにした協議期間に合わせるには、計画策定の方針をうちの方では変更しなければなりません。非常に厳しい作業になるだろうと思っています。8月をめどにした協議期間については、私どもの方の内情も十分ひとつしんしゃくしていただいた中で、弾力的な考え方でお願い申し上げたいということでございます。

以上です。

#### 議長(森 民夫)

事情はわかりましたけれども、先ほどの事業計画でも議論がありましたとおり、6市町村がまとまって議論をしていくとなりますと、いろいろ厳しい状況はわかりますが、全体のペースにも合わせる努力をしていただく部分もあると思いますけれども、そのように私としてはお願いをしたいんですが、いろいる事情はわかりますけれども、ご努力をいただきたいなというのが会長としての希望でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

合併協議会の協定項目につきましては、よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

#### 議長(森 民夫)

それでは、特にございませんようですので、協定項目につきましては、異論がなければ結果を踏まえて進めていきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

#### 議長(森 民夫)

それでは次に、議案第7号の合併の方式から議案第10号の新市の事務所の位置でございます。任意協議会では、一定の結論が出ている項目でございますが、合併の期日については、今回具体的な日を提案しております。

これらを一括して協議をしたいと思いますので、資料について事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局(高橋)

それでは、71ページの議案第7号 合併の方式から順次説明をいたします。今ほど会長の方からも話がありましたとおり、基本的には任意協議会での承認決定事項でございます。ただ、任意協議会の段階とは違いまして、最終的に協定書に盛り込む文言に整理をする必要がございますので、そういった整理をしたものが第7号を含め、第7号以下に出てくるものでございます。

まず、合併の方式でございますが、合併の方式としましては、ここに記載のとおりでございます。南 蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町を廃し、その区域の 全部を長岡市に編入するという表現のものでございます。

続きまして、73ページ、左上に議案第8号と書かれているものでございます。合併の期日についてでございます。合併の期日でございますが、今まで任意協議会の段階では、先ほど来話が出ておりますが、17年の3月までをめどとして合併をするというところまで決まっておったわけです。ただ、法定の協議会におきましては、合併日を特定する必要がございます。それで、合併日を特定したものがここでございます。合併の期日は、平成17年3月22日とするというのが合併の期日の案でございます。

1枚おめくりいただきますと、75ページでございます。3月の22日を選んだ理由を整理をしたものでございます。理由としては幾つかあるわけでございますが、基本は住民サービスが滞りなく行えるというのが一番大事な部分でございます。我々の事務作業は、ほとんどの部分が今電算システムにより行われております。したがいまして、この電算システムの移行をどれだけスムーズに支障のないように行うかというのがまさに住民サービスを滞りなく行うための大事なポイントになります。したがいまして、電算システムをスムーズに移行するためには、できるだけ合併日の前に長期間の休暇、この場合は3連休という形になりますが、3連休、長期の休暇を生かした形での移行日程を選定したいというのが私どもの考え方でございます。これらによりまして、3月の22日を選定したものでございます。

めくっていただきまして、76ページでございますが、先ほど説明をいたしましたので、ここについて は割愛をいたしますが、あくまでも17年の3月合併施行、ここから逆算をするような形で事務を進めた 場合には、こういうような形になるということを参考にお示ししているものでございます。

次に、77ページ、議案第9号でございます。新市の名称についてでございます。これにつきましては、 任意協議会の決定と同じでございます。新市の名称は長岡市とするという表現になっております。

また、1枚おめくりいただきまして、79ページ、議案第10号でございます。新市の事務所の位置についてでございます。事務所の位置といいますのは、簡単に言いますと、市役所の場所ということになります。任意協議会の段階では、長岡市内というような表現だったわけですが、正式に協定項目に載せる形になりますので、市役所の位置を特定する必要が出てまいります。したがいまして、表現としましては、新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とするという表現に整理をしております。

説明は、以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。ただいま説明がございました第7号から第10号までの四つの協議事項でございますが、ご質問、ご意見がございましたらば、どうぞご遠慮なく挙手をお願いをしたいと思います。

#### 委員(野田幹男)

小国町の野田であります。何か小国町ばっかり申し上げているようでありますけれども、決して異論 を唱えるわけではございませんけれども......

#### 議長(森 民夫)

お気になさらないように、ひとつ自由に発言をしてください。

#### 委員(野田幹男)

実は、2月17日に町の栃尾市離脱に伴う議会の特別委員会を開きました。23日に小国が最後になったわけでありますけれども、2回目の議会議決をいたしたというのが中身であります。それで、特別委員会あるいは臨時議会を通じて、議員の皆さんからの質疑が何で見附と栃尾を逃がしたんだと。言うなればそこに何か一瀉千里の無理があったんじゃないですかと、皆さんはそれに対して総括して、その辺を議論しなかったのかと、こういう我々に対する意見がございました。しかし、私はそれなりにみんな努力したんだろうけれども、いずれにしても、離婚されて出ていかれた方を深追いするわけにもまいりません。あと残った6市町村が理念に示されたように、皆さんがさっきも会長さん申し上げましたように、共存共栄の中で、あとをひとつ怠りないようにやっていくのが我々の責任だと、こういうことで申し上げたわけでありますけれども、理念の出し方が遅かったんじゃないですかと、こういう意見も出ました。出ましたけれども、いずれにしても、これが法定協へ入っていく中で、その辺を十分、私はだからさっき小国の委員から出たものは、慎重にひとつおくればせながら慎重にしてくださいというのは、決して事を遅くするというわけではございませんけれども、審議を尽くして合意を得るような形でやってくださいというのが中身だと思っています。

それで、今日は報道陣の皆さんもおいででありますけれども、今日決めたものは新聞の活字になります。ですから、私は議案8号について、慎重になってほしいということは、おおむね3月の末日をめどにしているんですから、それで今までの委員会の中でも休日が3日ぐらいないとシステムを移行するには難しいと、これも理解できるんですが、せめて一般町民、市町村民向けには、3月の末日を目途にというようなやわらかい表現であった方がよろしいんじゃないかなという思いがいたします。というのは、これから重要案件を審議していく中で、合併期日だけを先決めて、退路を断って、そしてやっているじゃないかと、こういうふうにとられがちな部分があります。議会も9月になるといよいよ最後の議決もしなきゃならん。こういう日程になっておりますから、私は事務局の言い分もわからんじゃないですけれども、その辺を踏まえて、これ以上落後しないようにするためにも、その辺を首長の皆さんから慎重な対応をしていただかないと、退路を遮断していて、中で早くやれやれでは、だからさっきうちの助役が言うように、1回について100項目も片づけていくというのは大変なんだが、事務局とすれば、月1回というのも場合によっては2回、3回、そういう表現であってほしいと思うんです。審議を尽くすと、

こういう中でその対応をしていただきたい。心から私なりの意見を申し上げまして、今後の中でその辺を何も3月22日とぴたっとここで切るのが是なのか非なのか、総合的な判断をひとつ。末日をめどにというのは、だれもわかっているわけですが、そこまでやらんけならんのかなというふうな感じがいたすものですから、あえて我々もまた帰れば議会の皆さんの矢面に立つわけでありますので、その辺も手ほどきをいただきたい、お願い申し上げます。

### 議長(森 民夫)

一つちょっとお聞かせいただきたいのは、今のご発言の中で、3月31日は大体覚悟を決めているというご発言がございました。そうしますと、これはもちろん75ページの にありますように、合併の特例 に関する法律の有効期限を考慮すれば、3月31日までに合併しなきゃならないと、こういう一番大きな 理屈で、これについては大体今野田さんもおっしゃったように、何となく合意は得られていると、私は 思っているわけです。それが3月22日というのは、簡単に言えば9日早くなるわけですけれども、その9日が問題なのか。9日早くなることがよくないというふうにはちょっと私は受け取りかねるので、1回目でぴしゃっと決めてしまうとショックが来るんじゃないかと、こういうことでしょうか。

# 委員(野田幹男)

私は、9日にこだわっておりません。しかし、期日を決めてということよりも、表現をやわらかくして、そしてここへいる委員の皆さんはおおむね合意じゃないんでしょうか。ですけれども、新聞の活字になって、それが果たしてプラス作用するか、マイナス作用かということになると、そこまできちっと退路を遮断するようなことでなくして、やわらかい表現でもよろしいんじゃないですかと。

#### 議長(森 民夫)

でも、3月末日までにはというところについては、特にご異論はないわけですね。

#### 委員(野田幹男)

一定の審議を経ていく中で、問題点が全部クリアされていけば、それはそれで問題ないんじゃないで すか。

それと、さっき過ぎた話ですけれども、私は地域自治も第3回目ですか、一発であれがいくのかなという、さっきもうちの方で申し上げたけれども、国の法律の国会の審議がそこまでに上がって、はっきりきれいになるのかと。だから、我々は先般この栃尾離脱に対する件と、それから地域自治は新潟の合併協のそれなりの事務局を招いて、これは政治抜きにした勉強会をいたしました。そういうことで、でき得ればやわらかな表現でそういうことはできないものかなと。首長さん方がぴしっと決めちゃって、その意気込みはいいです。意気込みはいいけれども、今度は一般町民から言わせると、そこまでこれから本当の重要案件の審議の中で、袋の口だけ先ふさぐのかと、こういう議論にならないように、ならばお気をつけいただきたい。

# 議長(森 民夫)

どうなんでしょうか。お話を伺っていると、3月31日までに合併することに必ずしもまだ小国町コン

センサスがないというふうに聞こえてしまうんですが、その3月31日までというのは、例えば任意合併 協議会でも決めたことです。3月31日までに......

### 委員(野田幹男)

それに対して異を唱えているわけではございません。

#### 議長(森 民夫)

だとすると、今ここで例えばもう一度3月31日までということを確認しても、22日に決めても、ほとんど退路を絶つという言葉をおっしゃったけれども、そういうことからすれば、余り変わりがないんではないかという気が私はしないでもないんですが、ほかの方何かご意見ございませんでしょうか。

#### 発言する人なし

# 議長(森 民夫)

じゃ事務局にちょっと質問しますけれども、22日というふうにはっきり決めるということが仮に延び た場合は、何か問題が生じますか。

#### 事務局(高橋)

本日必ず決めなければならないということはありませんが、あくまでも協定項目ですので、協定項目の表現として何日までというわけにはいきませんので、いずれどこかの場面で協定書に載せる日付は決めていただく必要あると、こういう考え方です。

#### 議長(森 民夫)

そうすると、3月末日というように決めるということは、事務的にはあり得ないということですか。 3月末日までに決めるという表現、決めるのであれば日数をちゃんと決めなきゃいけないということで すね。

# 事務局(高橋)

そうです。

# 議長(森 民夫)

皆さんに伺いますけれども、3月末日までということは、3月末日ちょうどということではなくて、3月末日までに合併をするということは、任意の合併協議会で議論をして、一応決めたことであるわけですけれども、そのことについてご異論がある方いらっしゃいますか。特にございませんですか。

#### 委員(五十嵐亮一)

小国町さんのおっしゃることもわからないわけではないですけれども、いずれかの機会にははっきり 決めなければならないわけだし、しかもコンピューターの関係などもあって、3連体でなかったらなか なか大変だというお話も聞いているわけで、そういった意味からいけば、私ははて、元旦の合併かなと、 期日かなと思っていましたけれども、それはいろいろ事務上のあれで間に合わない。そうすると、1月、 2月の3連休、多分2月になるのかなと思っていましたけれども、これを見たら3月なんですが、私は これが一番いい決め方じゃないかなと、私はそう思っています。 以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

それでは、確認をいたしますけれども、要するに野田さんもそうおっしゃっていますから、来年の3月末までには合併するということについては、この協議会としては特に異論はないというふうに私は理解いたしますけど、それはよろしゅうございますですね。そうなりますと、あとは今事務方の説明がありましたように、何月何日としないとどうも協議事項にはならないようなんですが、つまり3月末日までを目途にと今日決めても、それは協議で決めたことにはならないんだというような説明がありましたけれども、そういうことでいきますと、どうなんでしょう。新聞に出てショックを与えるのはよくわかるんですが、どこかでショックが出るんならば、早いか遅いかの問題かなという気もしないでもないんですが、野田さんいかがでございましょうか。

# 委員(野田幹男)

私は、だから3月末日をぼかしても、決してそれに異を唱えるわけではないけれども、何も第1回目からそこまできちっとして、まだ重要項目いっぱいあるじゃないですか。だとすれば、そこまで踏み込まなくても、これから本論に入っていく中で、いずれかの近い時点でもいいじゃないですか、協議を進めていく中で。その方が我々町民に対するものがやわらげるんじゃないかと。これは、ひいては議会議決につながってくるものですから、あえてそのことを強調したわけでありますが、ほかに異論がないということになれば、これはまた別問題ですけれども。

#### 議長(森 民夫)

ちょっともう一回事務方に聞きますけれざも、1回目で決めないとこれから先進まないということでなくて、ここの合意は協議事項で決定することじゃないけれざも、3月末までをということについて、特に異論がないわけですから、皆さん。これについて改めて確認をさせていただいて、具体的な日程については、次回に決めても特に問題がないのであれば、そういう考えもありますけども、何か皆さんの方でご意見ありますか。

#### 委員(高野哲四)

小国さんの言われる気持ちは私も任意協議会の委員であり、また議会の連絡協議会の中でもいろいると議論を重ねた一人でありますので、今おっしゃる気持ちは、継続審議で今まで持ち越しました一番継続というのは、問題が大きいというふうな判断に立って、議員の身分の問題やら、地域審議会の審議の問題等が非常に大きな合併に対する受けとめ方の中では大きいと、問題だというふうに私も理解しておりますので、そういう意味では今日は初回でありますので、できるだけひとつ会長さんからは円満のうちのひとつご配慮をいただければありがたいと、こんなふうに私も気持ちは十分小国さんの言うことも

わかっておりますので、その辺を私もひとつ発言させていただいたわけでありますので、よろしくお願いいたします。

### 議長(森 民夫)

再度ちょっと事務方に確認しますけれども、例えば第2回目以降に期日は何月何日というのは、3月 末日を延びることはないということだけ確認しておけば、特に支障はないと考えていいですか。

#### 事務局(高橋)

はい。最終的には、協定書が完成するまでに日付が決まればということになりますが、ただいつの時点で今言われたような感覚が皆さんお持ちになるのかが事務局としてはわかりませんもので、少し心配をしたということでございます。

#### 議長(森 民夫)

野田さんのご意見も別にそこに反対されているわけじゃないから、要するに1回目からすぱんと決めないで、少し持ち帰ってもらってというようなゆとりを持ってもらいたいという、そういうご意見でございますか。わかりました。そういうことであれば、今山古志村の高野さんでいらっしゃいますか、そういうことであればじゃ第2回目でもう一度決めると、そこで意見が分かれるようなら、先ほどの規程がありましたけど、3分の2というのもありますから、そこまでする話じゃないと思いますから、次に決めさせていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

#### 「異議なし」という声あり

#### 議長(森 民夫)

それでは、そういうことに合併の期日だけは次回決定するということにさせていただきたいと思います。

次に、議案第11号の財産の取扱いでございます。その次の議案第12号の条例・規則もあわせて提案したいと思いますので、資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局(高橋)

それでは、81ページ、議案第11号でございます。財産の取扱いについて議案として提案するものでございます。

今まで財産の取り扱につきましては、任意協議会の段階で、すべて新市に引き継ぐ、こういう表現でまとまっておりました。この考え方といたしまして、合併後の市町村の一体性の観点から、合併前の市町村が持っていた財産、任意協議会のときには土地、建物、債権、債務等という表現を使っておりましたが、これらについては新たな市に引き継ぐ、こういう考え方で整理をしたものでございます。任意協議会の時点と基本的な考え方は変わっておりませんが、協定書に記載をする文言ということになりますので、より具体的な表現で整理をしたものでございます。読みます。

南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町の財産(権利及び義務を含む。)は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。こういう表現で整理をいたしました。

次の1枚おめくりいただきまして、83ページをごらんいただきますと、それでは財産に関するもの、財産というのはどういうものがあるのかということを項目として整理をしたものがこれでございます。公有財産といたしまして、土地、建物、物権、有価証券、出資による権利、そして物品、自動車などでございます。債権、基金、財産区、財産区につきましては、お持ちの自治体とそうでない自治体がございます。地方債、企業債残高、債務負担行為の翌年度以降の支出予定額、これらのものを引き継ぐという考え方でございます。

また1枚おめくりいただきまして、85ページでございます。議案第12号 条例・規則等の取扱いについてでございます。条例、規則等の取り扱いにつきましても、基本的な考え方は任意協議会のときと同様でございます。読みます。

条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に関係する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。少しわかりにくいかもわかりませんが、次のページで説明をさせていただきます。87ページ、議案第12号の参考資料がございます。ここの1番でございます。ここも読ませていただきますが、編入する市町村の法人格はそのまま存続するため、編入する市町村の既存の例規、条例、規則等でございます、は、引き続き効力を有する。一方、編入される市町村は、市町村合併が行われることにより、法人格がなくなるため、既存の例規は効力を失うことになります。このため、編入する市町村は、事務事業の調整による既存の例規の改正や合併協議会によって定めた各種特例のうち例規で定める必要のあるもの、例えば税の不均一課税などが想定をされます。そして、編入される市町村の施設等について例規の整備を行うこととなるという表現でまとめております。

2番でございますが、それではどのくらいの数の条例、規則等が6市町村であるのかというのがここでございます。条例が1,314件、規則が1,241件、要綱、規程等が1,454件、合計で4,009件の条例、規則等がございます。これらを整理をしていくという考え方になります。

なお、3番でございますが、例規整備の作業内容でございますが、ここにつきましては、例規の分科会というのがございますので、その分科会を中心に、各専門の分科会に応じて進めていくという考え方でございます。

説明は、以上でございます。

#### 議長(森 民夫)

ありがとうございました。財産の取扱いと条例・規則等の取扱いについてでございますが、これにつきまして、ご意見あるいはご質問がございましたらばどうぞ挙手をお願いをいたします。

#### 委員(大野勉)

事務局にちょっと質問です。私ども前から任意協の中で自治権の担保という話をさせていただいておりましたが、これ見ますと、条例、規則等は長岡市のものを適用するというふうになりますが、その自治権を残したときには、どんな形になるんでしょうか。

# 事務局(高橋)

自治権といいますのは、恐らく地域自治組織も絡んでのお話だと思いますが、当然のことながら、地域自治組織に関する条例、規則等は現在ないわけですので、それが決まった段階で、それに見合うような条例、規則を制定をするという考え方でございます。

以上です。

### 委員(大野勉)

地域の特徴を残した中で、この合併を進めていこうという、たしかそういう共存共栄という話も出ていますし、地域の特徴を残そうということもうたわれているわけですんで、私も先般からいろいろお話をさせていただくんですが、長年その地域に合った規約、条例というのはあると思うんです。その地域に適したもの、そしていろんな生活、文化の中で培って、その地域に合ったものをつくってきたわけですんで、すべてを新市といいますか、長岡市に条例等すべてを吸収すると、集約するというのは、ちょっとどうかなと私はちょっと思ったものですから。

#### 議長(森 民夫)

むしろ具体的な例えばそういう旧越路地域に残すような話を、私は条例のテクニックとして、形の上で長岡市全体のものにしたところで、そういうものができないことはないというふうに思いますけど、だからおっしゃっていることは、条例とか、例規というのは、あくまで市が一つになれば、それは議会も一つになるわけですから、一つの議会で審議をするということは、一つの条例で審議するという、条例なら条例はそこで審議するということになると、こういう形にならざるを得ないんではないか。ただ、おっしゃっている地域の特色を残すとか、そういうことはできるわけです、こういう形になっても。だから、余りご心配要らないんじゃないかなという気がいたします。

# 委員(大野勉)

いや、私が心配するのは、できたら附則として、新市の条例や規約についても、新たに新市の中に大事なものはその地域に残したいものは検討して入れていただけるような考えを持っていただければありがたいかなと。

#### 議長(森 民夫)

そういうことなんでしょう。だって、例えば越路町に独特な条例とかがあって、それをぜひ残したいというふうに大野さんが思えば、それを新市に引き継ぐかもしれないけど、その特色のある条例を引き継ぐことはできるわけでしょう。

#### 事務局(高橋)

例規の分科会長がおりますので、お答えいたします。

### 例規分科会(小野田)

例規分科会でございます。それぞれの地域で残したいものがあるということで、協議が一致されれば、 それは例規の中にきちんと残していくという形になります。

# 議長(森 民夫)

だから、ちょっとだんだん時間が迫っているんで、少し私がしゃべり過ぎているのご勘弁願いたいんだけれども、ここに85ページにありますように、条例、規則等は長岡市の条例、規則等を適用するというところまでは、原則で。ただし、各種事務事業等の調整内容に関連する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うですから、当然大野町長さんが残したいというか、そういう制度とか、そういうのがあれば、それは引き継いでいくという前提になっていると思うのです。

よろしいですね、事務方も。僕は間違ったことを言っていないと思うんだけど。

それでは、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

よろしゅうございますか。それでは、議案第11号、12号につきましては、このように決定をしたいと 思います。

それでは次に、議案第13号でございます。

議案第13号につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、89ページ、議案第13号でございます。各種事務事業の調整方針について提案をするもので ございます。

これは、先ほど来少し話が出ておりますが、それぞれの市町村が持っております事務事業を6市町村を合わせるような形で調整をこれから行っていく必要がございます。任意協議会におきましても、事務事業の調整を行ってきたわけですが、任意協議会では17の項目についてその調整方針案が決定しております。その内容が92ページの四角で囲ってあるところに17項目入っております。この項目につきましては、任意協議会の場において調整の方針案が出された項目でございます。ただ、先ほど来話が出ておりますように、法定の協議会におきましては、さらにかなり数多くの今の時点では約600項目をご協議いただきたいという考え方を持っております。したがいまして、その600項目をご協議いただく際に、私どもが調整方針案をつくるわけですが、その基本的な考え方を本日ご承認いただきたい、ご協議をいただきたいということでございます。その内容が91ページに四角で囲ってある内容でございます。六つの基本原則と三つの調整方針とありますが、私ども任意協議会の段階から一貫してこの考え方で事務制度の調整を進めてまいりました。この考え方で既に進んでいる部分も現実的にはございます。したがいまして、同様の考え方で法定協議会においても私どもが整理をしたものをご提案させていただきたい、こういうことでございます。よろしくお願いをいたします。

### 議長(森 民夫)

各種事務事業の調整方針について、これは繰り返しになりますが、今事務事業の調整全部決めてしま おうというんじゃなく、調整方針のこの四角に囲ったところをご承認いただきたいと、こういうことで ございますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

先ほどもご意見ございましたけれど、600項目と聞くと相当大変そうな気がいたしますけれども、ひと つ精力的に調整するように私からもお願いをしたいと思います。

それでは、議案第13号については、この基本方針を了承することでよろしゅうございましょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

ありがとうございます。

それでは、議案第14号の新市建設計画の策定方針と議案第15号の新市建設計画策定小委員会について も関連がございますので、一括して提案したいと思います。

資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、ページで93ページ、議案第14号 新市建設計画の策定方針についてまずご説明をいたします。

内容は、1枚おめくりいただきまして、95ページでございます。新市建設計画策定方針(案)ということでお示ししてございます。内容について説明をいたします。新市建設計画を策定するに当たりまして、1番、2番、計画の趣旨、基本方針、基本的な考え方といたしまして、記載のとおりでございますが、共存共栄を図りながら、新市将来構想を実現する計画としたいという考えでございます。

3番、計画期間でございますが、平成17年度から平成26年度までの10年間の計画を策定したいと考えております。

4番、計画対象地域でございますが、当然のことながら新市全域の計画を策定したいと考えております。

5番、対象事業でございますが、これも記載のとおりでございますが、新市が事業主体となる事業及び県事業を事業といたしまして、さらにハードだけではなくて、ソフトも含めた両事業を対象としたいと考えるものでございます。

6番、計画における根幹事業についてでございます。この建設計画に登載する事業としまして、どういう考え方のものを登載するかということでございますが、(1)としまして、新市将来構想を実現するための事業、(2)番としまして、生活基盤の整備事業、次のページでございますが、96ページの一番上、(3)でございます。合併に伴い必要となる事業で、新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上などを図る事業及び行財政の効率化、施設の統廃合に資する事業、これらの事業を考えております。

次の7番、策定手順でございます。どういう考え方で策定をしていくかということでございます。(1)

でございますが、まず各市町村において、建設計画に登載をする候補とする事業を検討していただきたいと考えております。それらの事業をお出しいただいた後に、関係の専門の分科会で一たん整理をしたいと考えております。ある程度整理ができた段階で、小委員会を設置し、小委員会での審議を経て、素案を作成し、その素案を協議会にご提案させていただきたいと考えております。ただ、建設計画につきましては、協議会の中だけで決定するわけにはいきませんので、そのできました計画案を県知事に対しまして、事前協議及び正式協議を行います。それらの協議を終了したことを受けて、協議会として最終的に計画という形で決定をするというものでございます。

9番でございます。計画の構成でございます。ここでは、計画の詳細ではなくて概要、どういうような構成で計画を策定したいかということをお示ししております。序章としまして、合併の必要性、計画 策定の方針を記載したいと考えております。

本編としまして、97ページの一番上、第1章というところがございますが、まず第1章としまして、 新市の概況、市の概況を掲載したいと考えております。

次に、第2章としまして、基本方針とありますが、ここでは既に策定してあります長岡地域新市将来 構想のその内容、考え方について記載をしたいと考えております。

そして、第3章、新市の施策、ここにおきましてこれからの作業の中心となりますそれぞれの市町村からお出しいただいたものを中心に全体として議論を深めながら、具体的な施策を掲載をしていきたいと考えております。

そして、第4章としまして、県事業で長岡地域内における事業を掲載したいと考えております。

第5章としまして、公共施設の統合整備、そして第6章といたしまして、当然のことながら、きちんとした財政計画に裏づけをされた建設計画とする必要がございますので、財政計画を第6章で入れたいというふうに考えております。なお、私ども基本的な考え方といたしまして、先ほど来説明をしておりますとおり、新市将来構想を実現していくための具体的な計画として建設計画を考えております。したがいまして、新市の将来構想策定作業に携わりましたコンサルタントと作業分担をしながら進めたいと考えております。

また1枚おめくりいただきまして、98ページ、99ページでございます。これにつきましては、参考資料でございますが、国が合併を進めるに当たって、市町村建設計画をどういう位置づけをしているかということをまとめて記載をしてあるものでございます。

1番でございます。市町村建設計画、そもそも市町村建設計画とは何かということを国の方で示しております。合併関係市町村の住民に対し、合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるもの、こういう考え方が一つございます。それから、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもの、そして合併協議会により作成されるもの、こういう考え方でございます。また、合併特例法に基づくさまざまな財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっているということでございます。そして、一言でまとめておりますが、市町村建設計画は合併市町村の建

設を総合的かつ効果的に推進するために作成するものであると、こういうまとめ方になっております。

それから、2番でございますが、市町村建設計画の内容でございますが、先ほど説明いたしました私 どもが予定しております建設の構成とほぼ同じ内容を国が示しております。

それから、次の99ページで、策定上の留意事項を国の方が幾つか示しておりますが、(2)番でございまして、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏づけされた着実な計画とすべきであるということが言われております。

また1枚おめくりいただきまして、101ページでございます。議案第15号 長岡地域合併協議会新市建設計画策定小委員会設置要綱についてでございます。小委員会の規程につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、建設計画を策定するに当たりまして、小委員会を設置し、細かく詳しく審議をしながら、建設計画を策定したいと考えているものでございます。

また 1 枚おめくりいただきますと、103ページでございますが、小委員会の概要をこのような小委員会 を設置したいということで考えております。

第2条でございます。この小委員会の目的ですが、新市建設計画案を策定するということが小委員会の仕事になっております。組織でございます。第3条です。小委員会の委員は、18人以内をもって組織する。余り人数が多くなっても細かい議論ができないわけですので、18人以内という考え方で整理をいたしております。

委員の内訳でございます。(1)といたしまして、それぞれの市町村の助役、(2)でございます。 それぞれの市町村の議会もしくは住民の代表のうちからお一人を選んでいただくという考え方でございます。(3)でございます。協議会の委員として、学識経験者の方から参加していただいておりますが、 それらの委員の方から2人以内をお願いをしたいと考えているものでございます。(4)でございます。(4)につきましては、協議会の委員の方のほかに、建設計画はごく専門的な部分も出てくると想定しておりますので、学識経験者の方、外部の方、委員以外の方から学識経験者の方を4人以内お願いをしたいと考えているものでございます。

なお、また 1 枚おめくりいただきまして、最後のページ、104ページでございますが、建設計画を策定するに当たって、全体の関係、イメージがどうなるかということを図であらわした案でございます。一番左上に協議会の本体がございまして、その下に今ご説明いたしました小委員会を設置し、ここでかなりの部分の議論をしながら協議会に上げていくと。当然のことながら、小委員会の中だけで作業が進むわけではございませんので、その下にはそれぞれの専門の分科会、それから中心となります企画・総合計画の分科会、財政計画の関係ございますので、財政の分科会が中に入り、事務局、小委員会、連携をとりながら、建設計画の策定をしていくと、こういう考え方でございます。

説明は、以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。それでは、新市建設計画に関する一連の提案が議案第14号と15号でございますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

#### 委員(関 正史)

山古志の関でございます。先ほどからちょっとご意見出ていたわけですけれども、8月めどまでの期間、非常に我々も超スピードでやらんけりゃならんなとは思っているわけですけれども、その中で10年間の新市構想と、こういうことになるわけですけれども、それはそれとして、今後その事柄を見直す必要が出たとか、そういった見直しの関係はどのように考えておるんでしょうか。

#### 議長(森 民夫)

合併後の見直しのことですか。それとも合併する前のことでございますか。

### 委員(関 正史)

今私がお聞きしたいのは、当然8月でそういう計画ができて、合併したと。だけど、私たちの地域は ちょっとこれをこういうふうに変えたいとか、こういう新しい事業をどうしてもやりたいというような 部分が出てきたときの見直しがある程度受け入れられるのか、られないのか。

# 議長(森 民夫)

基本的には、新しい市ができても、その中で当然いろんな議論をしながらいくわけですから、例えば今まで山古志村さんの長期計画でも適宜見直したと同じようなことがありますから、一般論としては当然その見直しはあるというふうに私は断言します。ただし、恐らく建設計画に書かれている内容が例えば特例債との関係でいくと、県の許可を得た建設計画の内容に沿って特例債を使っていくことになるので、計画自体は後で見直すことはできても、後で見直したものが特例債の対象にはならないのではないかという気がしますが、その点はどうでしょう。

#### 事務局(高橋)

建設計画として正式に変更されたものであれば、それが当然県の協議を経た上で変更ということになるわけですので、特例債についても対象になるものと事務局としては考えております。

# 議長(森 民夫)

安心しました。余計なことを言いましたが、ただ一応さっき言いましたけど、変更も自分勝手ではできずに、県にちゃんと協議をして、しかるべき手続をすれば変更できるということでございますので、 ご安心いただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

#### 発言する人なし

# 議長(森 民夫)

いずれにしても、建設計画は小委員会に大変なご負担かけることになるんですが、そこで議論が始まりますと、適宜この本協議会にも報告があって、皆さんのご意見を伺うことになると思いますので、具体的な場でまた議論を深めてまいりたいというふうに思います。基本方針としては、以上でよろしゅう

ございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

ありがとうございます。それでは、建設計画の基本的な方針については、このように決定をしたいと 思います。

以上で協議事項はすべて終わったわけでございますが、全体を通して何かご意見ございますでしょうか。

#### 委員(高森精二)

中之島の高森でございます。先ほどちょっと発言のチャンスを逸しまして、恐縮でございますが、協議項目の70ページでございますが、9番、地域審議会と書いてございます。任意合併協議会の場合、地域委員会という表示であったかと思うわけでございます。表示、字がちょっと違うわけでございますが、委員会の方がつまりはゆだねるということでございますが、審議会はどっちかというと、私のイメージでございますが、出てきたものをいいか悪いかと、それよりもゆだねる、私は地域委員会の方がいいと思うんですけれども、そういう地域委員会が生き生きと機能する、これが合併を進める上の大事な項目じゃないかと思いますんで、変わった経緯なり、その辺がまたあったらご説明願いたいと思います。

# 議長(森 民夫)

基本的には地域審議会の名称も含めて、どういう機能を持たせるかということを地域自治のあり方とともに議論をしていく中で、またご意見を伺う機会があると思いますが、特に変えたというようなことがありますか。その経過だけちょっとお願いします。

#### 事務局(高橋)

特に変えたということはございません。この9番の地域審議会につきましては、合併特例法の中でそもそも地域自治の議論をする前から地域審議会をどうするかということが協定項目の中に上がっております。その後地域自治の議論が出てきたということです。

# 議長(森 民夫)

地域自治をやるやらんにかかわらず、地域審議会というのは法律に基づいて決まっているんで、その 法律に基づく名称を使ったということですね。ですから、今後の議論の中で、今おっしゃったようなこ とは十分議論できる項目でございますので、今後またその中で議論してまいりたいということでござい ます。

ほかにございますでしょうか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

それでは、ないようでございますが、事務局から何か連絡事項ございますでしょうか。

事務局(高橋)

事務局の方から1点ご連絡いたします。

本協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場はこの会場の隣の部屋を用意してございます。始まりの時間でございますが、6市町村の市町村長さんと議長さんがそろいましたら始めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この記者会見終了後会場の準備ができ次第懇親会を始めさせていただきます。会場はこの会場になります。委員の皆様にまことに恐縮でございますが、準備ができるまで2階のロビーでお待ちいただきたいと思います。なお、開始時刻は6時少し過ぎぐらいを予定をしております。なお、皆さんのテーブルの上にネームプレートが置いてございますが、懇親会のときにしていただくためのネームプレートでございますので、懇親会場に入る際にネームプレートをつけていただきますようにお願いをいたします。

また、次回の協議会の予定でございますが、3月22日月曜日でございます。午後6時からを予定しております。会場はホテルニューオータニ長岡を予定しております。開催案内、会議資料等につきましては、開催1週間前をめどにご送付したいと考えております。

連絡事項は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の会議日程はすべて終了いたしました。 皆様方には議長の不手際で多少予定時間をオーバーしたことをおわびを申し上げます。会議運営に大変 ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。感謝を申し上げまして、本日の会議の閉会 とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(散会午後5時40分)